

ISSN 0910-7282

# 大阪府立図書館紀要

## 第47号

2019年3月

Bulletin of Osaka Prefectural Library No.47

大阪府立中之島図書館

大阪府立中央図書館

## 目 次

「高校生のための図書館講座LibCo(りぶこ)」について	P 1
	松井 涼真
翻刻『大坂御仕置御書出留』	十一頁
	佐藤 敏江
	山田 瑞穂
	北川 敬子
	上村 厚貴
	小笠原弘之
	苗村 昌世
	日置 将之
	八木 美恵
織田作之助関係書簡を読む(二)	一頁
	小笠原弘之
	灘井 雅人
	苗村 昌世
	三島 美幸
	八木 美恵
編集後記	

# 「高校生のための図書館講座 LibCo(りぶこ)」について

中央図書館

松井 涼真

## 1. はじめに

大阪府立中央図書館(以下「当館」という)は2016年4月より「高校生のための図書館講座 LibCo(りぶこ)」(以下「りぶこ」という)の受付・実施を始めた。このプログラムは図書館や本について学ぶことができる複数の講座内容を用意し、学校側に選んでもらうという方式をとっている。このような試みは当館として初めてのものであった。

ここでは企画発案者として、プログラムを成立させるまでの経緯、内容と実施例、そして今後の課題をまとめる。これから高校生向けの催しなどを考えておられる図書館があれば、この拙文が何らかの参考になれば幸甚である。

## 2. 企画の経緯

立案のきっかけとして最も大きなものは、大阪府の「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」であった。2016年3月に策定されたこの計画では、中高生の「読む力をつける」ことが重要視され(第4章 p26~27)<sup>(1)</sup>、具体例として「学校図書館や公立図書館を活用した調べ学習の拡充」が挙げられている。この計画の策定が進められている中、従来の学校への資料貸出だけではなく、中高生向けの新しい施策が必要であるという認識が当館内にあった。若い世代の人に、図書館を使いこなし、知識と情報を活かす力を身につけてほしいという私個人の思いとも一致し、企画に向けて動き出した。

企画以前から、当館は中高生向けの事業をいくつか行っていた。例えば学校から見学依頼があれば随時対応していたが、それは図書館の紹介の側面が強く、調べ方や本について知ることができる直接的なプログラムを提供していない。大阪府内の国公私立学校を対象に、特定月の第2木曜日(通常は休館日)に実施している「スクールサービスデイ」ならば、そのような内容も含んでいるが、年に5日のみの開催と実施可能日が少ない。当館の中高生向けホームページである「YA! YA! YA! べんりやん図書館」には、本の探し方などを紹介するコンテンツが存在するが、ホームページである以上受動的であるし、やはり図書館や本の実物を目にしながら体験してこそ知識は身に付きやすい。

図書館の使い方、調べ方を、直接体験によって学ぶことができる新たな事業が必要である。そのように考えてプログラムを練り、完成したのが「りぶこ」だった。この名前は「図書館講座」を直訳した「Library Course」を略したものである。

### 3. プログラム内容

このプログラムは大きく分けて「基本コース」と「選択コース」の2種に分かれている。3つの「基本コース」は参加者全員に必ず受けてもらう。一方「選択コース」は4種類の内容の内、好きなものを2つまで選んでもらう。

- ・基本コース1 府立中央図書館の説明

当館の役割、蔵書規模、地下1階から地上4階までの機能、レファレンス等の様々なサービスについてを、パワーポイントの資料を使って説明する。これは通常の団体見学で行っているものとほとんど変わりはないが、まずは図書館について知ってもらうために必須コースとしている。

- ・基本コース2 館内見学

実際に目で見て感じてもらうために必須としており、館内を職員が案内する。短い時間しか取れない場合は地下1階の書庫のみを、長時間確保できるならば地下1階から地上4階まで全て案内する。内容としては、通常の団体見学に手を加え、見学中に紹介する資料を生徒に身近なものにするなどの工夫を行っている。(例として調査研究で使えるような事典を紹介するなど。)実施後の感想では地下書庫に強い印象を抱いている生徒が多い。

- ・基本コース3 WEB-OPACの使い方

資料を探すための方法として、WEB-OPACの使い方を説明する。「キーワード」「分類」「件名」を駆使して、効率よく目的の資料を探し出すためのテクニックを、単にWEB-OPACを検索して見せるだけでなく、実例を中心に、Q&A方式の高校生向けに作成したオリジナルのパワーポイント資料で解説する。

これを一つのコースとしたのは、以前に図書館見学を担当した際、館内を自由に見て回る時間でOPACを使用していた生徒が、キーワードでなく文章で検索しているなど、使い方に慣れていない場面を何度か見たためだ。調べる力を養う場を提供することが命題である「りぶこ」にとって、このコースは必須であった。

- ・選択コース1 インターネット情報の使い方

学校の教員、司書教諭、学校司書の方と話していると「今の生徒はインターネットでばかり調べものをする」とよく聞く。事実、インターネットは有用なツールであり、図書館員も利用している。だが、使い方を誤れば、膨大な情報の中から適切なものを見つけられなかったり、不確かな情報を見抜けなかったりもする。

このコースでは、インターネットを使って調べものをする際に注意する点や、有用なデータベースを説明する。府内市町村図書館の職員向けに、当館が行ってきた講習を高校生用にアレンジしたものであるため、実用的な内容となっている。

#### ・選択コース2 調べかたのコツ

このコースでは図書館資料を使って調べものをする方法を説明する。事典・辞典類やレファレンスブックといった多種多様な参考図書はもちろんのこと、図書と雑誌の情報の違いや、オンラインデータベースの使い方などだ。実際の資料を手にとってもらいながら説明している。こちらも市町村図書館向けの講習をアレンジしたものである。

#### ・選択コース3 本のおはなし

本の歴史や種類について知ることのできるプログラムである。前半は古代のパピルス、竹簡、巻物といった書籍が、現在の本の形になるまでの歴史を、現物(レプリカ)を見ながら学ぶ。後半は障がい者支援室の司書職員が、音声資料やマルチメディアDAISYといった資料を紹介し、紙の本以外にも多くの種類の資料が図書館にあることを学ぶ。本に親しんでもらうため、「りぶこ」用に新しく企画した。

#### ・選択コース4 本棚に本が並ぶまで

外からはなかなか分からないであろう、図書館にどのようにして本が入ってくるかを説明する。当館が収集方針を定めて本を選んでいること、本のカタログではなく現物を見て選書をする「見計らい選書」の仕組み、購入した後に本にラミネートフィルムやラベルを貼る作業など、普通の本が図書館資料になるまでを知ることができる。このコースは、毎年受け入れをしている大学実習生への説明を高校生向けにアレンジしたものである。

以上が当プログラムの内容である。これらのプログラムを1年中、平日の開館日に提供している。平日のみとしたのは、職員がしっかり対応できるのは平日であることと、休校日の開催は難しいと考えたためである。最少催行人数は5人で、教員や学校司書等の付き添いを必須としている。申し込み方法は、配布しているチラシの裏、またはホームページ

上にアップしている申込書による。

次に、5人程度の少人数による実施例と、30人程度の大人数の実施例の2例を記す。

#### 4. 実施例(3～10名)

企画当初から、図書委員や文科系クラブ、または図書館に興味のある有志などの少人数による実施が多いと想定していた。実際にこの実施例も、とある府立高校の図書委員5名が参加した。引率は学校司書で、図書委員の生徒たちに図書館について知ってもらいたいと思い、このプログラムを申し込んだのだという。

この日は平日で、学校は短縮授業により午前中で終わったため、午後1時30分頃に来館。館内の会議用の小部屋(収容人数は最大10人ほど)を使い、プログラムを開始した。内容とスケジュールは以下の通りである。

13:30	13:50	14:10	14:20	15:00	15:50	16:00
府立中央図書館の説明	WEB-OPACの使い方	休憩	調べ方のコツ	館内見学	質疑応答・アンケート記入	終了

少人数のプログラムには以下の特徴がある。

- ① 生徒一人一人の表情・反応を見ながら行うことができる。事前に引率の教員・学校司書から生徒の興味関心を聞いておけば、それに合わせた内容にすることもできる。
- ② 体験型のプログラムにすることができる。「WEB-OPACの使い方」と「調べ方のコツ」では、生徒1人につき1台のノートパソコンを利用してもらい、検索方法や調べ方を体験することができる。また、館内見学時も書架にある資料を手渡し、一人ずつ見てもらうことができる。

アンケートによる生徒の感想では、やはり地下書庫に多くの本が保管されていることに感心する内容が多かった。「WEB-OPACの使い方」や「調べ方のコツ」に直接的な感想はなかったが、選択式の回答では「とてもよかった」「よかった」のみに丸がつけられていた。

#### 5. 実施例(30名前後)

30人程度の大人数での実施は、主にクラス単位・グループ単位での申し込みによって行われる。想定していたのは、調査研究の授業など、いわゆる課外授業の一環としての申し込みだった。この実施例でも課外授業において、美術館や工場など様々な選択肢の一つとして、図書館が選ばれたものであった。人数は30名ほどで、いずれも図書館の見学を希望

した生徒たちである。引率教員は3名、そのうち司書教諭が1名であった。朝9時から午前いっぱいの実施である。スケジュールは以下の通りだった。

9:00	9:30	9:50	10:40	10:50	11:30	12:10	12:30
府立中央図書館の説明	WEB-OPACの使い方	館内見学	休憩	調べ方のコツ	本のおはなし	質疑応答	終了

大人数のプログラムの特徴は4点ある。

- ① 主に講義形式での実施となり、一人一人が調べ方などを体験してもらう内容にすることは難しい。ただ、辞典等の資料を会場内で回し読みする、プログラム後に自由に見る時間を設けるなどの工夫は可能である。
- ② 学校側は1年間のスケジュールの中で、「りぶこ」に参加することをあらかじめ決めていることが多い。図書館側も場所、人員の確保が必要であるため、できる限り早くから調整を行い、準備することが望ましい。
- ③ 同時間に複数のコースを実施することもある。30人の参加で、15人ずつ2つの選択コースを実施した例がある。
- ④ 生徒は、少人数の時と比べるとリラックスしている。

アンケートで書かれている生徒の感想は、少人数のときとあまり変わりはなく、地下書庫に関する感想が多い。ただ、講義形式であるがためか、「WEB-OPACの使い方」「調べ方のコツ」が「よくない」という意見も少ないながらあり、一層の工夫が必要と感じた。

## 6. 課題

現在までの実施数は、1年目に3校、2年目に2校(後述する学校へ出張しての実施が他に1校)であり、まずまずの実施数であると思う。だが、実施していく中で見えてきた課題もあり、今後このプログラムが発展していくためにも、以下にその課題を列記する。

### ① プログラム内容について

現在の各コースのほとんどは、既存の団体見学や講習を高校生用にアレンジすることで、内容を作る負担をできるだけ軽くしている。ただ、それゆえに講義形式の一方通行な内容のものもある。生徒たちとしては普段受けている授業と変わらず、新鮮味がない。今後、実施数が増えていくことで、生徒たちが実際に調査を行うようなワークショップ形式、講師役と生徒が双方向にやり取りをしあうディスカッション形式など、高校生向

けに適切に調整された、「りぶこ」オリジナルの内容を作り出すことも必要である。

## ② 実施場所について

高校の教員に「りぶこ」をPRすると、必ず聞こえてくるのが「府立図書館まで行くことが難しい」という声だ。確かに、遠方にある学校から府立図書館まで、教員が生徒を連れてくるのは難しいかもしれない。

解決方法の一つは、図書館員が学校まで出張して講座を行うことだろう。実際、学校側の希望で、試行的に出張で「りぶこ」を開催した事例もある。恒常的に受付するには、人員上難しいところもあるため、例えば期間の限定(夏休み中のみなど)や回数の限定(先着順で年に数回のみ受付など)を行うことで、実施数を制限しつつ実施することが現実的であるように思う。ただし、図書館を実際に訪れてもらうことは、情報拠点としての公立図書館を知ってもらい、今後の利用につなげることができる側面もある。出張による実施はその効果を減じるという点を忘れてはならない。

もう一つの解決方法は、学校側が生徒を外に連れていきやすい課外授業にターゲットを絞って広報を行うことだが、この説明は④に譲る。

## ③ 対象の拡大

「りぶこ」は高校生のみを対象としたプログラムである。そのようにした理由はいくつかあり、一つは同じ府が設置する府立高校ならば伝手もあり実施しやすく、また府立図書館として学校司書の不在等で図書室の運営が難しい高校を支援するべきと考えたこと。一つは、コース内容によっては図書館職員向けの講座を元にしており、難度を考慮すれば対象は高校生が適切であると考えたこと。そして最後の理由としては、最初から対象を幅広くとって行うよりは、まず限定的に行うことで職員側が経験と実績を積み、後に対象を広げるか検討した方がスムーズであると考えたためである。

対象を広げるべきか否かは、今後の検討課題である。高校生と中学生はよく「YAサービス」とひとくくりにされがちだが、1年違うだけで生徒の様子は異なる。中学生を対象にするならば、プログラム内容もまた変えていく必要がある。

## ④ 広報

「りぶこ」の広報は開始当初から重要視してきた。ホームページの作成、学校へのチラシの配布、庁内ネットワークへのお知らせといった基本的なものはもちろんのこと、普段から交流のある高等学校図書館研究会を通じた告知により現場の司書教諭・学校司書にも告知が行き届くように配慮した。同研究会の参加校から申し込みがあったことは

その成果と言えるだろう。

ただ、全ての学校図書館関係者に行き届いているかという点、まだまだそうとは言えない。広報において大事なものは、校長・教頭といった管理者と、教員・学校司書といった現場の人間、双方へ働きかけること、そして継続的にPRし続けることである。四半期に一度程度は、チラシの配布や庁内ネットワークでのお知らせをすることがベターであると思う。

また、学校側が申し込みしやすい時期にターゲットを絞って広報をすることも大切だろう。組織的に参加しやすい課外授業や、時間の取りやすい短縮授業がいつ行われるかを情報収集することが必要である。

## 7. まとめ

新学習指導要領(中学校は2021年度全面実施、高等学校は2022年度から年次進行で実施)において主体的・対話的で深い学びが重要視されている。公立図書館はそれを「学校で行うこと」とだけ認識してはいけなのではないか。これまで通り「調べる場所」として受け皿を用意しておくだけでなく、「調べる力を養う場所」として何らかの施策を用意しておくことが必要である。「りぶこ」はそのためのプログラムの1つとして、今後発展していきたい。

また、学生の間は学校が学ぶ場所であるが、卒業し社会人となると途端に学びの機会は少なくなる。「りぶこ」によって、社会の中で学びを提供する場所である図書館について知ってもらい、自ら学ぶ方法を身に付けてもらいたい。そのような社会人を増やすことが、社会の中での図書館の役割が認知されることにもつながるだろう。

---

(1) 「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」の策定(平成28年3月)について、  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikyoiku/dai3jidokusyokeikaku/index.html>  
(参照 2019-1-17)

覺

一 諸町人之内身躰不成欠落之者數多有之候 先年ハ欠落之者跡ト  
 家屋敷 金銀 諸道具 着類等欠所に從先規被申付候へ共 近年  
 負せ方賣掛之者共證文次第先奉行方割荷ニ被申付候 然共身躰  
 つふれ候欠落之跡ハ纔ニ成 配當ニ而其町人切ニ断に罷成 商賣  
 之妨ニ成 可致迷惑事候間 自今以後ハ如此已前欠落之町人有  
 之ハ跡式欠所ニ可取上候条 其町人如例可申来事

一 欠落者ハ何年過候而茂有所知候次第 負せ方賣懸ニ而銀子可取之  
 事

一 闕落之跡に有之諸道具之内預ケ物預ケ主之證文次第可戻候条  
 申来へし 但御法度相背欠落者之跡者可為各別事

一 欠落人之預ケ物 親類縁者ハ不及申 預り主可申出之 隱置以後  
 相知におゐてハ可為曲事事

一 欠落者家屋敷之儀質物ニ取候共賣券状次第ニ可申付候事  
 右之通町中可触知者也

午十一月十五日 石見

壹岐 三郷 惣年寄中

覺

一 町中ニ前髪有之者を隱置 遊女同前ニ方トへありかせ候様ニ相  
 聞候間 自今以後無用ニ可仕候 若違背輩於有之者宿主ハ不及申  
 家主并五人組可為曲事事

一 町中に異名を付徒者於有之ハ宿主并町人可申出之 隱置おゐて

一 八宿主曲事ニ可申付 家主町人ハ可為越度事  
 荷持并籠かき所を定 座之様ニ仕間敷事

右之通町中江可相触知者也

午十一月十五日 石見

壹岐

三郷

惣年寄中

寛文五年二月日

覚

江戸町中薬屋共私として座をさため 薬種之内何によらす一所ニ買  
取しめ賣致高直ニ仕 又はにせ薬種等有之由ニ候 自今以後堅為停  
止之間存其趣 自然相背者於有之者薬屋中間たりといふ共訴人に出  
へし 若隱置他所よりあらわれ候ハ、可為曲事事之旨 於評定所薬  
種之間屋并薬屋共ニ被仰付候 惣而薬種ニかきらす諸色を定しめ賣  
いたし候者有之者町奉行所江可申来之旨江戸町年寄共ニ被仰渡候  
右之通急度可申付之由 御老中方被仰下候間 可相守此旨候 薬種問  
屋薬屋共ハ召寄申付候者也

午九月廿九日 石見

壹岐 三郷惣年寄中

覚

大坂町中鉄砲所持之者於有之者筒数 長サ 玉目数書付候ハ町之年  
寄来月十日迄之内ニ番所へ致持参帳ニ付可申候 但鉄砲者不及持参  
候 勿論今度改候節帳に付ず隱置以來鉄砲所持之儀於相知者 其身ハ  
不及申町之年寄 五人組迄可為曲事旨可相触者也

午九月廿九日 石見

壹岐 三郷惣年寄中

覚

一 借在家構佛壇不可求利用之旨於江戸諸宗江被仰出候間 町中存  
此趣清僧を置へからす 有来妻帯道場之外ハ縦佛壇無之とも町  
屋ニ出家致住宅聴衆を集法を説之儀此以前ハ停止之間 令違背  
者其町中可為曲事事

附往来之出家當座之宿日数廿日ニ過へからさる事

一 学文を心さし一寺をも望候僧侶勿論住持 隱居 同宿道心者ニ  
而も一旦寺中ニ罷有候僧者町屋等住居成間敷候 環俗之者各別  
之事

一 當地住宅之町人渡世難成 髪を剃躰をひらき 或隱居之者或親  
類等にわかれ表<sup>②</sup> 傷之餘り致落髪 戒律をたもち法衣を着し  
候とも前後寺中ニ居不申者ハ町中ニ住宅不苦候 人を集法談か  
ましき義ハ仕間敷事

一 他所より躰ひらき坊来るニおゐてハ能遂吟味宿をかすへし不  
念候儀有之ハ其町中曲事たるへき事

一 西東両本願寺 高田専修寺 佛光寺 大念仏寺 右五ヶ寺之末寺  
并宮社町中ニ有来候 向後町屋を寺社屋敷ニ賣候ハ、番所へ相断  
可申候 無断賣申間敷事  
右之通町中可触知者也

午十一月十五日 石見

壹岐 三郷惣年寄中

不足之分見出次第可取候間 諸国在と所とにおゐて 可存其趣者也

辰七月十三日

右之通從御老中御書付被下候間此旨堅可相守者也

辰八月十一日 石見

壱岐 町中

覚

一 兼葭 萱 柴之類九尺方高ク積申間敷候 濱口之道明候様ニ可仕候 此外何ニ而茂積置候所濱口之道明置可申事

一 材木屋町之通道前廉如申付九尺よりせはく仕間敷候事

一 火事有之時のためニ候間 公儀橋之分橋臺方地らい明置候間敷

地方之役人可申渡候事

一 町橋ハ方角之惣年寄見分之上 明置候地らい間敷可申渡事

一 此以前も如書出 夜更候而船を乗ありき候儀弥無用可仕候 自

然のりあるき候者有之者見合ニ相改 不審成者ハ奉行所江召連

可参事

附夜更陸をあるき候者も同前之事

一 宿かり居候者并召仕候者夜更罷出不審有之者無油断心を付可

申事

一 火事出来之刻見物計に罷出者有之ハ相改急度可申付事

右之通堅可相守旨 町中可触知者也

寛文四年辰八月十一日 石見

壱岐

年寄中

覚

金銀掛之分銅之儀從此以前後藤四郎兵衛仕来之処 近年猥になり似せ分銅用つかふよし其聞へ有之候 向後堅可為停止也

一 分銅壱流数拾七 但此目四百六拾五匁五分也

此代銀廿五匁

一 五百目之分銅壱 此代銀拾五匁

一 三百目之分銅壱 此代銀拾匁

右新規拵出之代銀也

一 極印無之分銅改之壱流分極印打候

代銀八匁

一 極印無之五百目之分銅改之極印打候

代銀五匁

一 極印無之三百目分銅改之極印打候

代銀三匁

右之通ニ候間極印無之分銅所持之輩ハ京都 大坂 江戸手より

次第四郎兵衛所江遣之極印うたせ 此定之通打賃出之可用之

若此上にせ分銅其儘蜜と用つかふにおゐては来年正月方以後

ハ改之 急度可行罪科者也

- 一 同年同日町人作法申出候書付八ヶ条之事
- 一 同年六月五日物會所并町と掛銀請拂之儀申出候書付三ヶ条之事
- 一 同年極月十六日自身番之仕置五ヶ条之事
- 一 慶安貳年九月十九日火事時荷物退候仕置三ヶ条之事
- 一 同年極月廿一日家屋敷賣買之儀申出候三ヶ条之事
- 一 慶安五年正月十一日町中御仕置之書出シ五ヶ条之事
- 一 同年同日諸商賣并家沽買跡式等之儀申出候三ヶ条之事
- 一 承應元年八月十八日御番衆之米買候仕置三ヶ条之事
- 一 毎年正月十一日ニ會所江町中より出銀請拂之儀申渡候三ヶ条之事
- 一 御番衆下と并出替之者宿之仕置三ヶ条之事
- 一 承應貳年二月十八日火事出来之時仕置三ヶ条之事
- 一 同年六月二日三郷惣年寄人数并相果候跡相續之様子書上ヶ候通聞届候との書付三ヶ条之事
- 一 同年七月二日町中家屋敷賣買之書付三ヶ条之事
- 一 同年八月十九日御番衆 御加番衆下と江賣掛仕間敷候旨申付候書付三ヶ条之事
- 一 承應三年二月廿一日町人女房敷銀 諸道具 衣類等跡目仕置九ヶ条之事
- 一 同年三月廿二日米中買仕置三ヶ条之事

- 一 慶安五年八月廿三日町中牢人之儀ニ付惣年寄連判手形文言三ヶ条之事
- 一 同惣代共連判手形文言三ヶ条之事
- 一 掟之書出十九ヶ条之事
- 一 明暦元年十月以後度と町中へ申渡候書付之事
- 一 右年と申渡候帳面之通弥以可相守候 先法をあらため候儀者無之候間 三郷町と之年寄 月行司等惣會所へ呼寄 前廉年と之書付讀聞せ町と江写取 末と借屋之者共迄も不相背様ニ可申渡候 若違背之者有之而及僉議候時 件之書付不致承知候由申者於有之者 惣年寄不申渡候歟 又會所之申渡を其町之年寄 月行司 町人江不申聞候歟 穿鑿之上不念之方可為越度候条能と可申含者也
- 寛文四年辰三月廿八日
- 石見
- 壱岐
- 惣年寄
- 定
- 一 絹紬之義壱端ニ付而大工かねにてたけ三丈四尺 幅壱尺四寸たるへき事
- 一 布木綿之義壱端付而大工のかねニ而たけ三丈四尺 幅壱尺三寸たるへき事
- 右之通此已前方被相定候處近年みたりニ有之間 向後書面之寸尺より不足ニ織出輩於有之ハ曲事たるへし 来巳年秋中カ改之

一 大名衆蔵と并米屋有之候其町之會所又者年寄 月行司所迄帳を  
仕置役人を相定 米賣主 買主之名 米高 同直段 月日書付順  
と二年寄 五人組改之 日数十日迄三埒明可申事

右之通侍方蔵元仕候町人同屋敷之名代共外米屋中此旨相守へ  
し 若違背之輩於有之ハ從先規仕置之通本人ハ依其品或死罪或  
籠舎 其五人組 年寄 米屋ニ而無之といふ共曲事たるへし侍  
方蔵米に付而違背於有之者其蔵米を肝煎之町人又者屋敷之名代  
曲事ニ申付 其上蔵元之侍ハ主人江可相断候条念を入 此書付  
之通無相違様ニ可致賣買者也

卯九月廿八日 壹岐

覚

一 米高直ニ付而日数三十日切之賣買を十日切ニ申付候処ニ其以後  
直段さかり候 然ハ今程諸国方俵物あつまり候時分に候間 如  
前と三十日切ニ申付帳を付候義も相止候 弥定之外延銀并手  
形之賣買仕間敷事

一 蔵元之侍中へ申渡候書付之通 蔵屋敷之用を聞候町人共も同前  
ニ相心得可申事

一 何によらず座ケ間敷賣買仕候ハ、惣年寄中間届可申上候 如此  
申渡候上聞のかしに仕候ハ、年寄共可為不念事  
右之通於會所可申渡候 以上

卯十二月朔日

先年之写

一 博奕其外賭之勝負停止たり 若相背もの有之ハ先年如相触其衆  
中并宿主家屋敷欠所たるへし 親懸り之者ハ親之家を令欠所  
親子共ニ大坂を追拂へし 但親於申出者親之家屋敷不可及欠所  
然上ハ子可為籠舎事

付宿之兩隣五人組可為籠舎之間見聞次第可申出事

卯十二月朔日

當町中に致住宅候大工之分 家持借屋之者共に如先規万事中井  
主永下知を相守可申候 若承引仕間敷と申候大工於有之者主永  
支配之外之國へ參大工可仕候 但職を替候ハ、其儘指置可申候  
右之通大工居申候町とニ而相改 主永下知相守可申と申候分ハ  
今後相究り候年寄共手前方書付を取町ニ置可申候 主永下知ニ  
付不申其儘ニ而大工可仕候と申者ハ當所ニ置不申候間町を拂可  
申候 已上

卯十二月十五日

明暦元年當町中へ書渡三郷會所ニ出置候帳面之条数并其以後度  
と書出候覚

一 慶安元年四月五日諸商賣其外仕置九ヶ条之事

一 同年同日町中御法度書七ヶ条之事

右之通從先年法度申付候へ共 弥不致違背候様ニ念を入 町中可相触者也

丑十二月廿一日

覚

一 公事日毎月五日 十日 十四日 廿三日 廿九日 若御用有之而令

延引者翌日可罷出候事

一 奉行所之裏判有之目安を請 公事日及三度而令遅参者 先籠舎申付其上可遂對決事

一 公事場江罷出者縦侍たりといふ共脇指不可差事

一 對決之時双方之外其場ニ出へからず 但親子兄弟ハ非制之限 并

證據人たるへきものハ門外相造召出候時可罷出事

一 訴訟人之事 公事以前ニ罷出 訴訟之意趣可申事

一 前廉相濟公事品を替目安指上者有之者 可為籠舎事

一 當座籠舎之者日数を定 此方々令赦免之間訴訟申来へからざる事

右之條と慶安元年三月朔日

先代被申渡通 弥可存此旨者也

寛文式年四月廿八日 壹岐

隼人

西三拾三ヶ国之秤之儀豊後老人に被仰付候故 今度當町中へ秤目輕重之不同豊後相改候間 一日ニ秤五六拾宛其町之役人豊後所へ持参可仕候 能秤之分ハ用之 惡秤之分ハ奉行所江指上可申候 并千木横秤 綿秤不残豊後所へ可致持参 若唯今迄之秤を隠置つかひ候ハ、可為曲事候間 其町之年寄 月行司念を入可申候

右之通町中へ可相触者也

卯五月廿一日 壹岐

三郷 惣年寄中

一 町中米賣買之儀大名衆藏米何程買候共 早速藏方出之可相渡候

賣候日より日数三十日之外於相延候者可為曲事旨 先奉行衆致

定置候 然處此比米高直ニ付而町人致迷惑候由訴訟仕候 是ハ日

数延候故にて候様ニ相聞へ候条 此以後ハ日数十日切ニ相定可

致商賣米下直ニ成候節者如前之申付候義も可在之候間 重而從

此方申渡候迄ハ十日切ニ可仕事

一 大名衆藏米に不相構米賣買之儀有米を見届可相極之候 請取渡之日数ハ右同前之事

一 唯今三十日切之約束ニ而買之藏ニ預ケ置候米之分三十日切之内

日数何程相残候共 早速代銀を相定米を請取藏方可出之事

一 手形之賣買并米市を立候儀 先規之通堅仕候へからず 手代之もの令違背者其科主人江茂可相懸事

覚

一 かこを持罷出賃を取何者ニ而も借り候得者夜中をかきらす方  
 とへのせ参候者数多有之由ニ候 向後堺 枚方ハ勿論 其外在と  
 所と江かこをかり乗候もの有之ハ約束之宿迄送届へし 中途ニ  
 而おろすへからず 若道ニ而かこを替候ハ、其籠かきを能見知置  
 へし 如此申付候上ハ自然いたつらものニかこを借し穿鑿之時  
 さきく於不知者曲事可申付事

一 従他所かこに乗参候者有之而其かこかき戻に大坂方人をのせ  
 参候ハ、見付次第相改かこの宿を可存置事

一 手負其外不審成者かこを借り候ハ、昼夜をきらハす早と可申  
 来 金銀卓散ニもらい候とてのせ参ニおゐてハ死罪可申付事

右堅可相守此旨 於令違背ハ急度曲事ニ可申付候条 宿主五人  
 組常と無油断かこかき共に可申含 宿主五人組不念有之者吟味  
 之上或籠舎過料可申付者也

丑三月廿三日 又左

隼人

覚

一 今度町中宗旨改之儀去と年申付候通 出家衆判形之筆本見  
 届候儀三郷申合 いつれの町ハ幾日ニ北組いつれの町ハ幾日ニ  
 南組 天満と順と二日を定 方角之惣年寄何も其席へ令出座相改

可申候病人ハ各別 自分之用ニ而惣年寄改之所へ不参無之様ニ  
 互ニ可致吟味事

一 惣年寄住宅候町ニ而茂勿論惣年寄並ニ兼而申合候処ニ而何茂立合  
 筆本見届ケ可申候 壺人として相究候義可為無用事

一 不及申候得共 諸出家へ對之不札無之様ニ尤ニ候事

一 右之通ニ相心得 三郷之惣年寄并惣代共立合 前廉にとくと相談  
 相究 其趣出家衆へも申達 手形之文言等其外改様之作法相違  
 無之様ニ可仕候 三郷思ひくニ有之候而は寺と町中可致混乱  
 候間 一樣ニ可仕候 已上

丑七月十九日 又左

隼人 三郷惣年寄中

覚

一 大道へ家を建出候義可為曲事事

一 家を建候地形築候事 自今以後町之並を見合 脇と之不及難儀  
 様ニ可仕候 只今迄建置候家ハ可為其分事

一 材木町ハ不及申 其外大道をせはめ 商人有之町ハ馬乗物自由ニ  
 行違候様ニ道を明置可申候 川面ハ舟之かよひ自由ニ成候様ニ  
 可仕候事

一 濱輪之納屋壁を付申間敷候 勿論竈を居へ住宅可為曲事事

一 家とおたれニ壁を付 本宅へ仕込申間敷候事

覺

一 大坂町中米賣買ニ付而市を立候儀 并手形を以さきく致商賣事停止之旨度と申渡候 弥以違背仕間敷事

一 大名衆之米を何程買候共早速藏方出之可相渡候 賣候日より日數三十日之外於相延候者双方共ニ曲事たるへし 但賣候方ハ其藏米を肝煎候町人藏米之肝煎無之者其屋敷名代之町人曲事たるへし 其上を以藏屋敷之待中へも可相斷事

一 賣米藏出シ時分其買主へ可相渡候 余人右之買手形持來候共米を渡ましき事

一 問屋を頼米を買 其米江戸へ廻シ候ニおゐてハ早速船積いたすへし 其外京伏見 奈良他所之者米を買候も右同前ニ相渡シ宿主所ニ抱置間敷事

一 侍方藏屋敷之外 於町屋米賣買之義 米を見届 可相極之請取候 日數者右同前たるへき事

右之條と藏元之米を賣候町人 同名代之町人 其外自分ニ致商賣候米屋中 此旨を相守へし 若違背之輩於有之者 本人ハ依其時之品 或死罪或籠舎 并手代之もの相背候とも其咎可相懸主人 違背之五人組 年寄 米屋ニ而無之候といふ共 可為曲事之間常々無油断吟味可仕者也

万治三年子十一月二日 又左

隼人

覺

一 米商賣之義去年霜月二日ニ町中へ書出シ候五ヶ条之趣 米屋其外大名衆藏元之町人同名代之者共右之五人組 弥相守候様ニ可申渡候事

一 寛永之新錢御法度之悪錢を色とさしませ此比致商賣 下と迷惑仕候様ニ相聞候間 町中錢屋共之手前致吟味 様子承届 重而可申來事

一 しない商并請取普請日傭之出入裁許無之候條 互證文を取かハし無遣乱様子可仕旨 先年町中へ度と書出候 然處江戸火事ニ付而石切てことひ口之者又ハ日傭之者餘多可罷下候間 滯無之ためニ日傭双本請 下請之者 三郷之會所へ呼寄 兼而可申聞候 若滯於有之ハ日傭賃ハ其町中方可相濟旨 明曆三年九月八日ニ三ヶ條書出之候 因蔭去と年去年日傭之出入ニ付而目安上候もの多 其町中致迷惑由ニ候 旧冬迄ハ裁許申付候へ共 最早江戸御普請も相濟候間 先年申出候法のことく請取普請日傭之出入裁許有之間敷候条 相對にて埒明候様に可致覺悟旨請取普請仕候者日傭双共ニ可申含事

右之通於三郷會所可申渡候者也  
丑正月十一日 又左

隼人 三郷惣年寄中

一 米屋ニ而茂無之者御番衆之米を請取さきくへむさと賣付代

銀濟不申候とて訴状差上候とも不可有裁許之間 年寄 五人組

左様之者可致僉義事 右御番所之米を買候もの當年色と作り事

をいたし いたつら者多候付而籠舎申付候 自今以後可致其覚

悟者也

辰八月十八日 隼人

丹波

覚

去とより去年迄於諸国酒造之儀可為累年之半分旨相触といへ

とも 當年打統雨ふり洪水付而耕作損毛之地有之也 今年も猥

に米を費へからず 酒造之儀江戸 京都 大坂 奈良 堺并名酒所

と其外諸国在と所と四年以前迄造来欠数其所之給人御代官方

入念改之 其半分造せ申へし 勿論新規之酒屋一切令停止之

若致違背おゐてハ給人御代官可為越度 万一蜜と多造来輩あら

は訴人ニ出へし 御穿鑿之上其品ニより御褒美之高下有之而急

度可被下之 且又あたをなさゝるやうニ可被 仰付之 彼酒屋可

被行罪科事

右急度可被申付之者也

万治三年八月廿二日

此御書付從御老中參候写ニ候条 町中酒屋共可相守此旨者也

子九月三日 又左衛門

隼人

差上申手形之事

一 町中酒造り之儀當年も去と年去年如彼 仰付候半分造り可申旨

奉得其意候 江戸方參候御書付之写 惣會所へ御出シ被成 拜見

仕候事

一 去ル西之年迄面と作り申米高去年七月書上ケ申候 其半分當年

も造り可申候 酒屋致住宅候其町之年寄 五人組吟味仕 半分方

多作せ申間敷候 又其町之年寄酒屋にて候ハ、町中として年寄

手前吟味可仕事

一 新規之酒屋弥御停止之旨 奉得其意候

右之通相背申間敷候 自然密とニ而多作り候酒屋御座候而訴人

出候敷 又ハ脇とより被成御聞候ハ、御穿鑿之上江戸方御下

知之通酒屋ハ死罪并其町之年寄 五人組ハ籠舎可被仰付候間

無油断吟味可仕候旨 畏奉存候 為後日連判之手形差上申候

仍如件

酒屋連判

万治三年子九月三日 同 五人組

同 年寄

御奉行様

覺

- 一 先年より御法度之通町中ニ不審成者罷有候哉 町々年寄 月行 司無油断 借家之者迄切と相改 若あやしきもの有之ハ早と可申来候 隠置脇より相知候ハ、年寄 月行司 五人組可為曲事事 一 牢人をかくし置候哉 右同前ニ切と町々可相改事
- 一 町人大脇指を不指様に町々ニ而改可申候 長きわきさしを指候 町人於有之ハ見合にとらへ候得と申付候間 當所他所之者ニかきらす其者ハ高麗橋ニさらし 先例之通ニ申付 其主人 其親他所之者ハ其問屋宿主籠舎可申付事
- 右之通於三郷會所町々之年寄江申聞 町々年寄より家持借家之者迄に入念申含候様に可申渡者也

亥六月朔日

覺

- 一 米中買之者蔵元之米を買 三分一程之代銀を出シ 勿論日切之約束者雖有之 其日銀をのはし手形を順々ニ賣候付而 米之直段高直ニ成候 此賣買先年者無之候 近年中買之者仕出就中大坂計にて之商賣に而候故法度申付候事
- 一 蔵元之米を買 三分一程敷銀を渡之 其銀子利息を加順とニ手形賣渡 約束之日切を相延付而 一枚之手形 一日之内ニ數十人之手ニ渡り米高直ニ成候由申候 其上米下直ニ成候得とも買請候町人蔵元へ銀子を濟兼 納之 買主ニ米をはやく請取候得と初之

買主致催促候へ共 下直ニ成候へ者 可賣渡様茂無之 中間之出入ニ成 先年も双方籠舎申付候事

- 一 蔵元衆手前たとへハ壹万石米を賣付 手形を渡 三分一程之敷銀を取其米蔵元へ預ケ置候得者いつ迄有之而茂損者無之付而約束之日限より外ニ被相延候与聞へ候 左様之蔵元ハ米を買候者多候付而ゆるかせニ被仕候故 いにしへ無之手形之賣買仕候よし諸町人申候 又蔵元ニ無之米先手形を賣渡シ 三分一敷銀を取連々ニ米をのほせられ候 旁も有之様ニ下と申由ニ候 乍去左様ニ町人之可致様成義ハ蔵元之面々ハ被仕間敷事ニ候間 承引ハ無之候 萬一左様之才覺於有之者急度可相断事

午三月廿二日 隼人

丹波

右之通承應三年三月廿二日先奉行衆三郷之惣年寄并米中買之者共ニ書付被相渡 其刻西国方蔵元之面々へも被申渡候 今程米高直に候間 弥相背申間敷候 若此書付違背之輩於有之者賣候ものも買候ものも可為曲事候 蔵元之侍中ニ相違之仁有之者其主人江可相断候間 米屋中堅可相守此旨者也

万治三年正月十一日 又左衛門

- 一 御番衆之米延銀に請取さきく之買手不吟味ニいたし賣渡候付而 當年者出入多候事
- 一 向後御番衆之米請取拂候者 早速代銀を濟シ可申候 其身出兼候ものハ町中としてすませ可申事

一 順風無之船中にて日数を送り糧米につまり候時者何方ニ而も其湊へ揚り買申へし但其所ニ賣米無之時ハ船中之米を取つかひ荷物あくる所にいたりて可致返濟事

一 難風にあひ舟致破損 荷物はね候由偽 船頭荷物を賣候儀於有之者 其舟之加子其所之代官 庄屋方へ早速訴人いたすへし然上ハ縦同類たりといふ共 其科をゆるし 褒美を可遣事

右慶安五年八月十四日書出之通廻船中致相談 浦と御制札之旨船頭 加子ニ申含 堅可相守此旨者也

追加

一 江戸廻船之荷物於大坂 兵庫両所可積候由致約束 不殘大坂ニ而積立於川口破損有之儀曲事たり 向後ケ様之不届有之ハ船頭楫取 水主等先令籠舎穿鑿之上死罪可申付候条 廻船中間此旨を相心得 無油断吟味いたすへし 若船主私曲於有之者勿論不可遁其咎事

一 大坂川口出船以前に破損舟出入之事 穿鑿之上船頭不届ニ而令破損者 其割符荷主へハ相懸からず 運賃者其儘遣之 取あぐる荷物ハ大坂傳法其外廻船中として右約束之所へ積届へし自今以後於川口 船頭不届有之者 其割符廻船中江可相懸事

一 公儀御用ハ不及申 諸大名衆并商賣人荷物材木以下江戸へ廻船之船頭 水主 川口ハ勿論 泊と浦と御制札之通 不相背様ニ

念を入相届へし 若いたつらをたくみ滞儀於有之者 可為曲事 事

付他国之船頭 水主ハ大坂舟宿之者此趣申含へし 穿鑿之時

不存と申もの有之者船宿可為越度事

一 廻船荷物之事 船問屋請取置船之善悪并船頭 水主等之儀 荷主ハ不知之 問屋吟味仕舟積いたさせ候上ハ 彼舟之舟頭 加子荷物を盜取全紛失者 其品と問屋より荷主方へ可弁償之 勿論右之悪黨依科軽重 或死罪或籠舎可申付事

付問屋請取置荷物 出船を聞立早速積廻しへし 廻船無之由 偽を申久と荷物預り置におゐてハ可為曲事事

一 とき船商賣之者共 古船を買取 其儘舟にて賣買いたすに付而常に船をも不致所持者 彼舟を買取少と繕之 問屋と致相對 荷物を請取積廻に付而 破損舟多有之由 其聞へあり 向後者當座ニ舟をほととき板ニ而賣買すへし 若如此之船を求置於致商賣者 遂穿鑿双方可為同罪事

右条と堅可相守此旨者也 仍如件

万治貳年正月十一日 又左衛門 大坂

隼人 三郷

覺

- 一 去年當年在と所と耕作損亡之所と有之也 其上材木山出付而米全費之間酒造候儀江戸 京都 大坂 奈良 堺其外名酒之所と又者諸国在と所とニ迄迄例年之半分當年来年ハ可造之 并新規之酒屋一切可令停止之 若於致違背者其所請人 御代官可為越度 自然蜜とにおほく造之輩あらは可出訴人 御褒美被下之其上あたを不成やうニ可被仰付之 勿論酒屋ハ可被行罪科事
- 一 耕作損亡之百姓可窮困之間 此上不草臥様ニ入念仕置可有之事
- 一 從先年如彼 仰出之對土民不可成非義 若又作毛不損毛之處ニ申掠年貢令難渋者可為曲事之事
- 一 在と所と雖為御鷹場年内方かゝしをいたし麦をまかせ可申事
- 一 鹿猪おはせ可申 勿論取來候所と猶以可為其通事

戊十二月廿八日

右之御条数從江戸被 仰下候間 此旨堅相守候様ニ町中可相触者也

閏十二月九日 又左衛門

隼人

大坂三郷

條と

- 一 廻船之作法寛永拾三年八月二日之日付ニ而從江戸大坂迄之浦とへ被遣候御制札之旨 堅可相守事
- 一 遭難風之刻たすけ船を頼候儀 近き所ハ成程精を出し 破損無之様可仕事
- 一 船破損之時其浦之者を頼 情を入 荷物を取上ケ 其あくる荷物之内 取揚候者に御定之通無異儀可遣之事
- 一 沖にて荷物をはね候時者其所方近き湊へ揚り 如御制札之代官庄屋へ相断穿鑿を請 舟ニ相殘荷物之分書付證文を取參へし 證文於不分明者荷主申來へし 吟味之上急度可申付事
- 一 船頭浦と之者と申合 荷物を盜取 はね候由申におゐてハ船頭ハ勿論加子老人も不殘死罪たるへき事
- 一 五三沖に船をかけ有之而船方舟人荷物を賣候儀曲事たるへし 若令違背賣買いたすにおゐてハ賣候者も買候者も死罪たるへし
- 一 但穿鑿之上輕重可有之事
- 一 付自分之荷物にても船中ニ而一圓賣買仕まじき事
- 一 於浦と御制札之旨令違背 破損船有之時たすけ舟を不出礼物を取令難渋者 從鳥羽下ハ江戸へ申上 同所より上方ハ帰帆之刻此方へ可相断事

右堅可相守此旨也 仍如件

- 一 博奕其外賭之勝負停止也 若相背者於有之者 先年如相触其衆中并宿主家屋敷欠所たるへし 親懸り之者者 親者家を令欠所親子とも大坂を可追拂 但親申出ニおゐてハ親之家屋敷不可及 欠所然上ハ子可為籠舎之事

付宿之兩隣五人与可令籠舎之間見聞次第ニ早速可申出事

明曆四年戊正月十一日 隼人

丹波

一 明曆元乙未年當町中へ書渡三郷會所へ出置候帳面之条数

一 慶安元年四月五日諸商賣其外仕置九ヶ条之事

一 同年同日町中御法度七ヶ条之事

一 同年同日町人作法申出候書付八ヶ条之事

一 同年六月五日物會所並町と懸銀請拂之儀申出候書付三ヶ条之事

事

一 同年極月十六日自身番之仕置五ヶ条之事

一 慶安元年九月十九日火事之時荷物退候仕置三ヶ条之事

一 同年極月廿一日家屋敷賣買之儀申出候三ヶ条事

一 同年同日諸商賣并家屋敷賣買跡式等之儀申出候三ヶ条之事

一 承應元年八月十八日御番衆米買候仕置三ヶ条之事

一 每年正月十一日ニ會所江町中へ出銀請拂之儀申渡候三ヶ条之事

一 御番衆下と并出替之者 宿と仕置三ヶ条事

一 承應元年二月十八日火事出来之時仕置三ヶ条之事

一 同年六月二日三郷惣年寄人数并相果候跡相續之様子書上ヶ候 通聞届候との書付三ヶ条之事

一 同年七月二日町中家屋敷賣買之書付三ヶ条之事

一 同年八月十九日御番衆 御加番衆下と賣掛仕間敷旨申付候書付三ヶ条事

一 承應二年二月廿一日町人女房敷銀 諸道具 衣類等跡目仕置九ヶ条之事

一 同年三月廿二日米中買仕置三ヶ条之事

一 慶安五年八月廿三日町中牢人之儀付而惣年寄連判手形文言三ヶ条之事

一 同惣代共連判手形文言三ヶ条事

一 掟之書出十九ヶ条事

一 右年と申渡候書付任一冊 明曆元年十月十三日惣年寄召寄相渡候帳面之通 弥以可相守候 彼帳惣會所ニ有之上ハ今後改之不及書渡候間 町と之年寄月行司等會所へ呼 前廉之帳面読聞町と写取 末と借屋之もの迄も不相背様ニ可申渡候 若違背之者有之而 及僉儀之時 件之書出不致承知候由於申者 惣年寄不申渡候敷 又會所之申渡を其町之年寄町人江不申聞候敷 穿鑿之上不念之方可為越度候条 能と可申含者也

一 万治元年十月十一日 又左

隼人

三郷惣年寄中

承應元年十月十一日 又左

御番衆下と并出替之者 宿と仕置三ヶ条事

承應元年二月十八日火事出来之時仕置三ヶ条之事

每年正月十一日ニ會所江町中へ出銀請拂之儀申渡候三ヶ条之事

御番衆下と并出替之者 宿と仕置三ヶ条事

承應元年八月十八日御番衆米買候仕置三ヶ条之事

同年同日諸商賣并家屋敷賣買跡式等之儀申出候三ヶ条之事

同年極月廿一日家屋敷賣買之儀申出候三ヶ条事

慶安元年九月十九日火事之時荷物退候仕置三ヶ条之事

同年極月十六日自身番之仕置五ヶ条之事

事

明曆元乙未年當町中へ書渡三郷會所へ出置候帳面之条数

慶安元年四月五日諸商賣其外仕置九ヶ条之事

同年同日町中御法度七ヶ条之事

同年同日町人作法申出候書付八ヶ条之事

- 一 欠落之者 女房を預り候もの有之者 町中之者其宿主と女房を召連番所へ可罷出事
- 一 出替之者 毎年正月如相触候 八月廿日過宿かし候もの可為曲事事

右之通町中可相触者也

酉八月八日

覺

- 一 本願寺門徒之外町屋に出家致 住宅旦那を集候儀 此已前より停止之事

付往来之出家當座之宿日數廿日ニ不可過事

- 一 唯今迄町中ニ有之道心者男女共其儘差置へし 但其道心者不届之義於有之者 宿主ハ勿論年寄 五人組曲事たるへき之間 常と心を付不審成義有之者其町中より申來へし 様子聞届可申付事
- 一 今度穿鑿以後他所より道心者來におゐてハ能と遂吟味 誠之道心者ニ於無紛者宿を可借 不念之義有之者其町中曲事たるへき事

右可相守此旨者也

酉八月廿七日 隼人

大坂

丹波

三郷

覺

- 一 町中公事訴訟一事たりといふ共滞候義有之間敷候 然共我等罷下候以後丹波守存候と隼人殿江可申事於有之者唯今申出へし 後日ニ致訴訟といふ共隼人殿承引有間敷之条可存其旨由 可相触者也

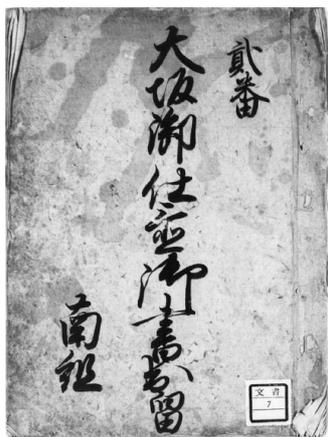
酉十二月朔日 丹波 三郷惣年寄

條と

- 一 大坂町中御仕置之儀弥公儀大事ニ奉存度と申出御法度不可致違背事
  - 一 對公儀惡心有之輩不依何事以計策頼輩あらは不移時刻申へし 領知にても金銀ニ而茂其約束之一倍御褒美可被下候事
  - 一 吉利支丹宗旨之儀 無油断於町と年寄 五人組改之不審成者有之者早速申出へし 宗門ニ於相究御褒美可被下候 萬一隱置輩本人ハ不及申其町之年寄 五人組可致処重科事
  - 一 牢人宿を借す事停止たり 聊不可致違背 若於隱置者先年如申出宿主百日 五人組同罪籠舎 其町之年寄五十日籠舎并請人有之ハ穿鑿之上或死罪或籠舎たるへし 縦請人有之といふ共牢人之宿不可遁其答事
  - 一 付牢人惡事いたすに於ゐてハ依科之品請人宿主可為死罪事
  - 一 町中火用心油断すへからす 兼而如定置亥刻以後者町と門を立へし
- 但用事有而往還之輩無異儀通し町送りニ可致事

確定できなかつた文字には「(カ)」を補記した。追筆等は本文中に繰り込み、書き損じ等特にその必要を認めない場合は省略した。

表紙



十二・十三丁

Handwritten text on the document, including the date '三月八日' (March 8th) and various instructions and names.

### 『大坂御仕置御書出留』

「貳番 大坂御仕置御書出留 南組」

#### 覚

- 一 夜番之事 添番を申付 四つ前ハ自由ニ往還いたさせ 四つ以後 通り候者ハ町送りに可仕旨 最前申付候 然処此間ハ五つ打候 得者通不申候由 往還之もの可為不自由候条 先年方申付候こと 四つ迄ハ自由ニ通 亥刻以後者改之不審成ものハ町送りニ いたすへき事
- 一 付火いたし候ハ、隣町之者早く出合消可申事
- 一 添番を差置 其外ハ常之ことク万事いたすへく候 此覚書者惣 代共手前之覚書ニいたし 町と江者此方方申付候通 無相違様ニ 口上ニ而切と可申付候

三月八日

#### 覚

- 一 下り御番衆之若黨小者致欠落 當地相残候もの町中に宿借申 間敷候 若隠置候ハ、家主ハ不及申 五人組共ニ可為同罪候間 左様之者於有之者宿主を召連可参事

## 翻刻『大坂御仕置御書出留』

くすりの道修町資料館 佐藤 敏江

中之島図書館 山田 瑞穂・北川 敬子

中央図書館 上村 厚貴・小笠原 弘之

苗村 昌世・日置 将之

八木 美恵

はじめに

原文書は大阪府立中之島図書館蔵(文書/七)一冊(二十六×十九cm)表・裏表紙各一、本文六〇丁。

本冊は明暦三年(一六五七)から寛文六年(一六六六)の十年間に、大坂町奉行所から大坂三郷(北組・南組・天満組)に対して出された町触を南組惣会所で控えたものと思われる。

中之島図書館には同様の史料として、元和八年(一六二二)から明暦三年(一六五七)にかけての『大坂御仕置留』(文書/六)一冊があるが、これは今回翻刻の『大坂御仕置御書出留』に先立つ時期のものである。尚、『大坂御仕置留』は、大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究センターが翻刻し、『近世大坂町触関係史料2』として刊行されている。この中で塚田孝氏は「御仕置」について「町触などの町奉行所からの指示全般を、当時「御仕置」と呼んでいたのではないかと推察している。

本冊に登場する大坂東西町奉行の在職期間は次のとおり。

東町奉行

松平隼人正重次(重継)・慶安元年(一六四八)二月十六日〜寛文三年

(一六六三)四月十一日/石丸石見守定次・寛文三年(一六六三)八月

二十五日〜延宝七年(一六七九)五月十一日。

西町奉行

曾我丹波守古祐・寛永十一年(一六三四)七月二十九日〜万治元年

(一六五八)三月十九日/曾我又左衛門近祐・万治元年(一六五八)

三月十九日〜寛文元年(一六六一)九月十三日 ※古祐の嗣子/彦坂

彦岐守重紹・寛文元年(一六六一)十一月十一日〜延宝五年(一六七

七)九月十三日。

参考

「大坂御仕置御書出之写」「大坂御仕置留」(近世大坂町触関係史料2) 塚田孝・近世大坂研究会編 大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究センター 二〇〇七年 ほか

凡例

原本の忠実な翻刻を原則とし、旧漢字はそのまま表記した。異体字は標準の字体に改めた。但し方(より)はそのままとした。かなの古体・変体は原則として現行の平かなを使用した。但し、江(え)・与(と)・者(は)・茂(も)などの慣用字は、原本のままとし小字で表記した。

反復記号「>」「<」「<」等は原本の通りに表記した。

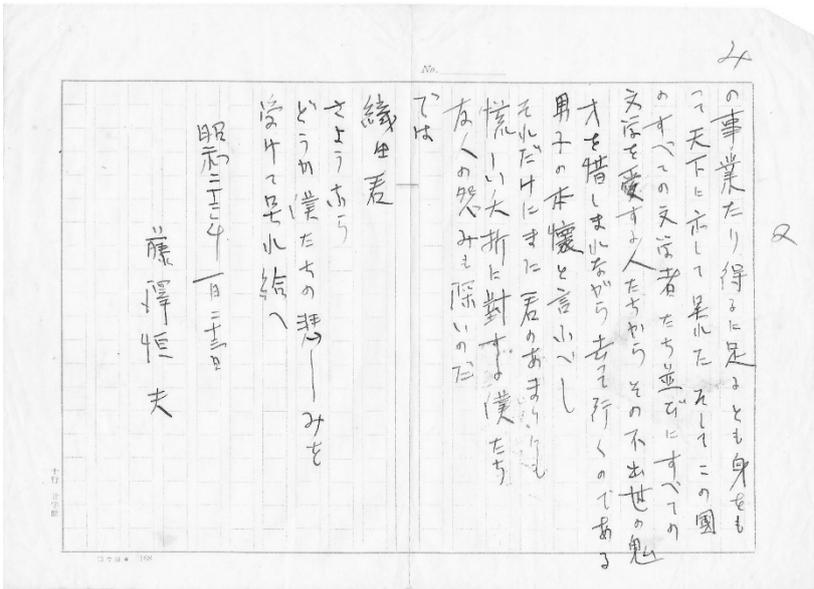
【解説】

昭和22年1月23日、大阪市内の楞嚴寺で営まれた織田作之助の葬儀の際に、葬儀委員長を務めた作家・藤沢恒夫と、友人総代を務めた世界文学社社長・柴野方彦による弔辞である。この2人は文学雑誌の出版などで織田晩年の文学生活にとりわけ深い関わりを持っていた。

これまで、特に藤沢恒夫の弔辞については「君は君の天職である文学を愛するの余り君の生命を忘れた。」の下りなど、様々なところで一部引用されているが、今回は全文を翻刻した。自己の存在の全てをかけて文学に取り組んだ織田への賛意を示しながら、一方でもつと体を厭い、長く生きてもつと書いてほしかったと願う。しかしそう願いながら、同じく文学を愛する者としてその生き様を認め、傍観するしかなかった悲しみと悔恨が、両者の弔辞には共通して溢れている。先述の宇野浩二による「哀傷と孤独の文学」からは、「孤独」で「哀しい」作家という印象が強い。しかし、これらの弔辞で織田作之助は「文学の鬼」「文学を愛する余り、文学に全てを賭けた作家」として語られている。いずれも現在の我々が「織田作之助」という作家に対して抱くイメージにつながっている。

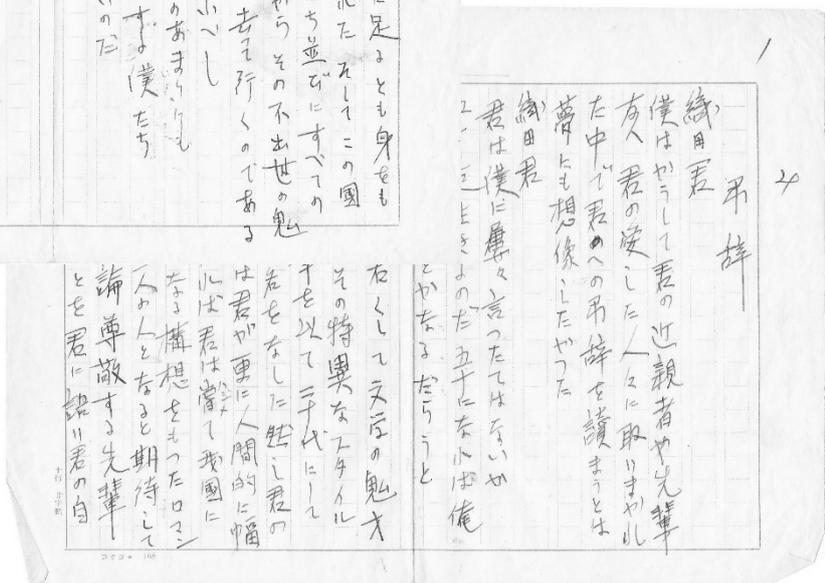
弔辞（藤沢恒夫）

【織田文庫-その他II-8】



弔辞（柴野方彦）

【織田文庫-その他II-10】



(二) 柴野方彦 昭和22年1月23日 【請求記号：織田文庫その他Ⅱ・10】

織田君

僕はかうして君の近親者や先輩、友人、君の愛した人々に取りまかれた中で、君への弔辞を讀まうとは夢にも想像しなかつた

織田君

君は僕に屢々言つたではないか

五十迫生きなのだ、五十になれば俺の作品もなんとかなるだらうと

そうだ 君は若くして文学の鬼才と讃えられ、その特異なスタイルと達者な筆を以て、二十代にして一躍文壇に名をなした。然し君の言ふ通り、我々は君が更に人間的に幅も深さも出来れば、君は嘗「ハジメ」て我國に出なかつた大いなる構想をもつたロマンを作り得る只一人の人となると期待してゐた。僕は勿論尊敬する先輩諸氏もそのことを君に語り、君の自重を祈つたではないか、そう言時 君は我々の言葉にうなずき乍ら、熱につかれた様に首を振り、五十迫生きるんだを繰り返へしたではないか

織田君

君は何故その言葉の通り、せめて五十迫生きて「ドウダ」と自信を以て言へる作品を遺してから死ななかつたのだ。余りに早すぎたではないか

織田君

僕が初めて君を知つた三高生の時、君は出町の交番で大本教<sup>註1</sup>と間違へられて調べられたと言ふ長い髪を振り振り 文学の話をしてゐたね。東京の本郷の下宿でゴロゴロしながら友人の下宿から下宿へと訪ねて、矢張り憑かれた様に文学の話をしてゐた。君の名が文壇で異彩を放つ様になつた最近でも、君は矢張り文学の話ばかりだつた。僕は君の様に文学に憑かれた人を知らない

作品に俺程もとでを掛ける作家は尠いだらうと君はよく言つた。そうだ君は余りに もとでを掛けすぎて来た。若い君の生命迫つぎ込んでしまつたではないか

織田君

君は將棋や麻雀や競馬など賭事が好きだつた。賭け事が好きだつた君は、とうとう君の若い生命を文学に賭けてしまつたではないか

ついでの間 東京の病床で君は元氣な顔をして僕に何んと言つた

「まあ俺が暫く留守にしてゐる間はお前は京都で羽をのぼしておけ」とそして君特有のあの甲高い聲で笑つたではないか、ところでそれから一ト月も経たぬ間に君は我々友人を残して 忽然と逝つてしまつた。僕はこれから誰と悪口の叩き合ひをすればいいのだ

織田君

普通で言へば君よ安らかに眠つて呉れと言ひたい。然しそうした言葉を素直に受け取る君でもないだらう  
それならば僕も言はう

織田君

君は文字通り文学の鬼となつて、相変らずギラギラ光る眼で我々を睨「二ラ」んでゐて呉れと

昭和二十二年 一月二十三日

友人

世界文学社々長 柴野 方彦

【註】(1) 大本教(おおもときょう)：明治末、出口ナオを教祖として 出口王仁三郎(でくちおにさぶろう)が組織した神道系の新宗教

弔辞

(一) 藤沢桓夫 昭和22年1月23日【請求記号：織田文庫その他II・8】

織田君

君も僕も大阪に生れ、われわれの文游<sup>註1</sup>は君の作家生活の出発と同時に始まった。顧ればそれからまだ僅かに十年にも満たない。しかも今日僕は君の霊前にこの哀悼の文章を捧げねばならない。朔風徒に寒く僕は唯感慨無量と言ふて他はない

君は性来病弱の人であつた。しかも君は君の天職である文学を愛するの餘り、君の生命を忘れた。それは驚くべきことであつた。しかも僕はそれが見事であつたと言はなければならぬのを悲しむ。

君は生れながらの筆の人、才藻<sup>註2</sup>の人であつた。同時に君はまた稀に見る努力精進の人でもあつた。宜なるかな、君弱冠にして早くも頭角を現し才筆に呵し、機智縦横<sup>註3</sup>、天馬空<sup>註4</sup>を行き、獨歩の織田作文学をもつて今や汎し天下にその名を轟かせた、正に4人のうち唯一人のなし得る覇業であり、君また或は以て瞑すべきであるかも知れない。しかし君を幼少の折から我兄以上の愛情をもつて養育され君の保護者であることを最上の誇りとされ、君を杖とも柱とも頼りにして来られた君の兄さん御夫妻の悲嘆を見る時、何故もう少し身体を劬「イタワ」る氣になつて呉れなかつたのかと今更ながら僕はいさゝか君に苦情を言ひたい氣もする。しかもまた翻つて僕は思ふ。君の悲壮なる最期は文学者として誠に立派であつたと。その不断に溢れ出づる才能の故に、奔放不羈<sup>註4</sup>の空想力の故に絶えず何か書かずにゐられなかつた君、書いてゐる時が一番楽な姿勢であつた君、君もまた人生の異常児であり、宿命的な文学の鬼であつた。しかも君は君のその光榮ある宿命に殉じた。殉じて倒れたのである。

その様な意味に於いて、可能性の文学を説いた君は、同時にまた文学の可能性―小さき一本のペンの無限大に繋がる仕事の可能性を身をもつて

世に示した。輝くエスプリの人でもあつた。

それは君にとつては勤勉であるよりも、先ず可能であつたのだ。われわれ君の友人は君の貪欲にも比すべき旺盛なる仕事振りを鞭とし、君に嗤はれないだけの精進をこゝに誓ふものである。

織田君

ともあれ君は文学が男子畢生の事業たり得るに足るとも身をもつて天下に示して呉れた。そしてこの國のすべての文学者たち、並びにすべての文学を愛する人たちからその不世出の鬼才を惜しまれながら去つて行くのである。

男子の本懐と云ふべし。それだけにまた君のあまりにも慌しい夭折に對する僕たち

友人の怨みも深いのだ

では

織田君

さようなら

どうか僕たちの悲しみを

受けて呉れ給へ

昭和二十三年一月二十三日

藤澤 桓夫

【註】(1) 文游(ぶんゆう)…文学の遊。游は遊に同じ。(2) 才藻(さいそう)…詩文の才能。文才。(3) 機智縦横(きちじゆうおう)…時と場所に応じて自由自在に才知を働かせること。(4) 奔放不羈(ほんぼうふき)…何者にも束縛されずに、世間のきまりやしきたりにとらわれないで、思うままに振る舞うこと。また、そのさま。「不羈奔放(ふきほんぼう)」ともいう



を極めた現状を説明して、小説の掲載を少し遅らせるよう織田に依頼している。また、文中では、作家・北條誠の新作や、フランス文学者・伊吹武彦によるアンドレ・ジイドの未発表作品が『世界文学』創刊号に掲載されることを織田から聞いて喜んでゐる。しかし、『世界文学』は、なかなか発行の目途が立たなかつたのか、1月21日付書簡で宇野は、『世界文学』の具体的な刊行予定などについて確認している。『世界文学』第1号が刊行されたのは、昭和21年4月のことである。織田の12月10日付書簡に「創刊号の『翻訳文学』について『首を長くして待つております。』とあるが、創刊号に宇野の「翻訳の文学」が掲載された様子はなく、世界文学社から宇野の書籍が刊行された形跡もない。世界文学社とは織田を通じて連絡を取り合っていたため、織田の死によって掲載の約束が自然消滅したのかもしれない。

また、宇野の12月12日・1月21日付書簡では、三島書房から刊行される予定の叢書についても、かなりの紙幅を費やしている。織田の12月10日付書簡の一通目は宇野に対する諸事依頼の手紙で、依頼内容は三点ある。一つが「宇野浩二の手紙」の件、次が『世界文学』の原稿の件、そして三つめが大阪の桃源社が刊行予定の「桃源叢書」に対する宇野の旧作の提供依頼である。宇野は「晴れたり君よ」「一と踊」「枯れ木のある風景」の三篇を入れたいと答えている(12月12日付)。しかし、1月21日付書簡では、「八木弥次郎の死」の収録も検討しており、収録作品の内容のバランスや、表題作を何にするかなど様々なことを考慮して収録作を決めようとしている様子が伝わる。「桃源社」から「三島書房」に社名変更され、当初の予定であった「桃源叢書」が「三島叢書」と改名されると宇野は予想を立てているが、「三島文庫」に落ち着いたようである。宇野の作品集は最終的に『枯れ木のある風景(三島文庫5)』(三島書房)として昭和21年11月に刊行されている。「晴れたり君よ」「枯れ木のある風景」「八木弥次郎の死」ほか五篇が収録されているが、「一と踊」は含

まれていない。残念ながら、作家の希望全ては通らなかつたようである。

そのほか、12月12日付の書簡では、『オール読物』(文藝春秋社)に織田の小品「髪」が掲載されることに関して、文藝春秋社が同社の雑誌間で原稿を融通しあう「アクヘキ」について述べ、織田が新国劇役者の辰巳柳太郎に出会ったことを報告すると、役者評を書き、「夫婦善哉後日」執筆のことについては完成への期待を表明し、哲学者・土井虎賀寿が「ゲエテ論」の翻訳の先を越されて悔しがっていることに対しては、原著者と翻訳者に興味を示すなど、織田からのたわいない近況報告に、一つ一つ項目を立てて答えている。

これらの書簡の中で、宇野は繰りかえし大阪や京都を訪問したいと書いたり(12月7日、12月12日・1月21日)、織田に上京を勧め、食事に誘ったり(1月21日付)している。同様に織田も宇野への書簡に、「甘いものはふんだんにご馳走します。」などと書いて宇野の来阪を心待ちにしていたようだが、この後宇野と織田が関西で対面したという記録は残っていない。二人の交流は、昭和21年11月10日に「土曜婦人」の取材のため上京した織田が、宇野浩二を訪問した時が最後となった。この時、二人は三時間にも及び会談したという。宇野はこの会談後去りゆく織田の姿に織田の作品の根底にあるものを見出し、織田の死後、珠玉の作家論「哀傷と孤独の文学 織田作之助の作品」を『中央公論』昭和22年4月号に寄せている。

#### 【調査に使用した資料】

- ・増田周子編『宇野浩二書簡集』(和泉書院 2000)
- ・増田周子編『宇野浩二文学の書誌的研究』(和泉書院 2000)
- ・『定本織田作之助全集第8巻』(文泉堂書店 1978)
- ・宇野浩二「織田作之助の思ひ出」『人間』第2巻第3・4号(鎌倉文庫 1947.3-4) ほか

雑誌 (10) 永井先生・永井荷風(ながい・かふう) 1879-1959 作家  
(11) 潤一郎・谷崎潤一郎(たにさき・じゅんいちろう) 1886-1965 作家  
(12) 『細雪』・昭和18年『中央公論』1月号と3月号に第一回と第二回が掲載されたが、戦時中に掲載を止められた作品。戦後に発表を再開するも検閲等により改変を余儀なくされた。

### 【解説】

前号及び今号において翻刻した書簡は、推定だが、昭和20年の秋から翌21年初春にかけて、作家・宇野浩二から織田作之助に宛てて送られたものである。この三通の書簡(12月7日・12月12日・1月21日付)では、織田が雑誌連載を依頼されている「宇野浩二の手紙」と、創刊予定の雑誌『世界文学』(世界文学社) 関連のやりとりが多く見受けられる。夏頃から話題の中心となっていた、雑誌『新文学』(全国書房) 刊行に関するやり取りは一段落していたようで、この前後の書簡にはほぼ話題として登場しない。それぞれの近況や、文壇や文学についての批評といった作家らしい話題が多くなっている。

「宇野浩二の手紙」については、『定本織田作之助全集第8巻』所収の書簡(昭和20年12月10日付)に先に登場する。「出版屋の方で、まずそこから出ます「エス」という雑誌へ連載して、それから一本に纏めたい」との企画が織田に持ち込まれ、その仕事を引き受けることについて、織田が宇野に承諾を求めている。ここで織田は、「先生が私に下すったお手紙をそのまま借用して、その解説をしながら、一種の「宇野浩二論」にするつもりです。」として、単に書簡を並べるだけではなく、評論に成りうる記事にしたいという決意表明をしている。織田はそれに先立ち宇野への打診をしていたようで、宇野は、題名に難色を示しながらも、織田が随筆風に書く点に興味を抱き、承諾の返事を返している(12月7日付)。続く12月12日付書簡で、宇野は題名を「宇野浩二論」のようなもう少し

硬い題名に変更してほしいとの要望をしているが、その希望は叶わなかったようである。最終的に、「宇野浩二の手紙」連載第一回は、「宇野浩二先生の手紙」と題して昭和21年8月発行の雑誌『文化グラフS』(展望社)第3号に4頁にわたり掲載された。ここには、昭和20年3月14日・3月27日・4月24日付の織田から宇野に宛てた手紙が引用されている。題字と著者名は織田の筆跡が使用されており、力の入った記事であることがうかがわれる。しかし、第一回の末尾に「以下次号」との記載があるにもかかわらず、それ以降、「宇野浩二先生の手紙」が掲載された様子はない。作家・小笠原貴雄からの書簡(織田文庫書簡II・90)によると、織田からこの件の話を聞いていた小笠原を通じて、知人の出版社から「宇野浩二より織田作之助への手紙」を出版したいという内容の打診もあったようだが、書籍が刊行された形跡はない。連載第二回が掲載されるはずだったと思われる第4号の刊行が昭和21年12月であり、織田の最晩年と言ってよい時期であったことを考えると、続きを書くことが困難だったのかも知れない。織田作之助による「宇野浩二論」が、ごく一部を除いて幻の作品になってしまったことが非常に惜しまれる。

宇野の12月12日付書簡冒頭に「ソクタツのお手紙二つ一しよにとどきました。」とあるが、実は織田の12月10日付書簡は二通ある。織田が一通目を郵便局で投函して帰宅すると、宇野の12月7日付書簡が届いていた。そこで急遽二通目を同じ日に書いたからである。宇野は二通それぞれに対して、丁寧な返信を認めている。織田の友人である柴野方彦が創刊する雑誌が、当初の文芸雑誌から、『世界文学』という翻訳中心の雑誌に舵を切ったことについて、織田は「小生としても残念ですが、こういうホンヤクを主にした雑誌も一つ位(雨後の筍のように出る雑誌の中で)あってもいい」(12月10日付)と書き、宇野はそれに対して同意を示し、「翻訳の文学」の原稿に加えて、小説の提供を約束。また諸事情で遅れている「翻訳の文学」の執筆について鋭意努力すると誓いながら、多忙

れたり君よ』が、上海の太平書房といふ本屋から出しました。「日本小説選集」<sup>註7</sup>の中に、無断で支那語にホンヤクされました、(訳者は章克標<sup>註8</sup>といふ人)その題が『日麗好日』といふのですが、どうでせう、織田さん、これを表題にしましたら。それとも、「晴れたり君よ」(「好的天気暇」といふのを、『好的天気』としましたら、いかがでせう。しかし、やはり、これもイヤですから、『八木弥次郎の死』のかはりに、『一と踊』を入れてまして、『一と踊』とゆふ題にさせよう。すると、

50 40 28  
118 百十八枚

となりませう。

◎さて、ふたたび失礼なことを申し上げますが、「世界文学」が本当に(たしかに)出るのでしたら、『翻譯の文学』<sup>メ</sup>切は何月何日ですか。それから率直にお聞きいたしますが、稿料はいかほどですか。

◎それから、『一と踊』は、吉田さんに送りませうか、あなたにお送りしませうか

◎それから忘れましたが、定價いくらで初版の部数はいくら、印税は何割ですか。

◎「人間」<sup>註9</sup>。創刊号の小説はみなヒドイと思ひます。僕は、そのうち、昔の文藝批評のやうなものを書いて、おもひきつたことを述べたいと思ひます。永井先生<sup>註10</sup>の諸作についても、潤一郎<sup>註11</sup>の『細雪』<sup>註12</sup>についても、その他、いいたいことがありますので、これは、筑摩書房の「展望」からずつと前からたのまれてゐるのですが・・・

◎「展望」といへば「展望」の二月号に少し書く小説は、去年東京でカンヅメになり、今年の一二月二十日ころカンヅメになり、して書きま

ので、強引に取られました。わたしてから、気もちわるくしてをります。

◎こんごは「人間」の小説にかかるつもりですが、寒冷(朝、顔をあらふのに、ウガヒのコップを、うがひをして、下におきますと、すぐ氷りつく冷たさです)のために、閉口してゐます。

◎かけごゑだけでなく、何とかして京都(奈良―大阪)に行きたいですが、汽車賃が二倍半になるのを俟つてゐれば、どうにかなるだらう、とうすい希望を持つてゐます。

一月二十一日夜

織田作之助様

宇野浩二

【註】(1) お変りになりましたお所書き…この当時、織田は宝塚の笹田家に同居 (2) 吉田定一…藤沢桓夫責任編集『文学雑誌』の同人。同誌48号が吉田定一の追悼号 (3) 木村君…木村徳三(きむら・とくぞう) (4) 三島書房…大阪の出版社。織田作之助『猿飛佐助』藤沢桓夫『大阪五人娘』など刊行 (5) 『八木弥次郎の死』(やぎやじろうのし) 初出『新潮』34巻1号(新潮社 1921.1) (6) 菊池寛君…菊池寛(きくち・かん) 1888-1948 作家・劇作家・ジャーナリスト。文藝春秋社を創設 (7) 「日本小説選集」…上海の出版社である太平書局が1943年や1944年に2冊刊行した単行本。宇野の作品「日麗天和(晴れたり君よ)」は第1集に収録。『現代日本小説選集』第1集(章克標訳 太平書局 1943.8) (8) 章克標: 1900-2007 浙江省生まれ。作家・編集者のほか教職にも携わっていた兼業作家。1918年から1926年にかけて日本留学の経験あり (9) 「人間」…昭和20年鎌倉文庫刊行の文芸

書かれている。12月7日付織田宛書簡に「新文藝」宛の手紙を一部同封してしまつたらしい (11) 『翻譯の文学』：宇野浩二が雑誌『世界文学』に寄稿予定だった作品 (12) 『無法松』：岩下俊作「富島松五郎伝」(『九州文学』昭和14年10月号、『オール讀物』昭和15年年6月号再録) のち改題「無法松の一生」 (13) 永井龍男君：永井龍男(ながい・たつお) 1904-1990 作家・随筆家・編集者 (14) 『夫婦善哉後日』：織田作之助の作品。昭和21年『世界文学』に二回連載して中断 (15) 辰巳君：辰巳柳太郎(たつみ・りゅうたろう) 1905-1989 昭和時代の俳優 (16) 島田君：島田省吾(しまだ・しょうご) 1905-2004 昭和・平成時代の俳優 (17) ダイコ：大根(役者)のことか。関西で大根ダイコ(牛蒡)「ごんぼなどと同様」 (18) 沢田君：沢田正二郎(さわだ・しょうじろう) 1892-1929 大正昭和時代前期の舞台俳優 (19) 稲葉健吉：12月10日付織田の書簡の翻刻には「稲葉由吉もと小学館」と書いてある。ただし、この書簡では「健吉」と読める (20) 北條君：北條誠(ほうじょう・まこと) 1918-1976 作家・劇作家 (21) ジイドの未発表の小説：『架空のインタビュー』アンドレ・ジイド作 伊吹武彦訳 世界文学社 1946 (22) 土井先生：土井虎賀寿(どい・とらかず) 1902-1971 哲学者・ドイツ文学者 (23) 荷風先生：永井荷風(ながい・かふう) 1879-1959 作家

二 宇野浩二差出織田作之助宛書簡 【請求記号：織田文庫・書簡Ⅱ・84】  
 (差出し年不明) 一月二十一日／宇野浩二／織田作之助宛(封書 便箋 三枚) 封筒なし

前略—おもひながら御無沙汰いたしました。それはお変わりになりました  
 [お]所書き<sup>註1</sup>をしまひなくしたからでもあります。それを吉田定一さん<sup>註2</sup>に問ひあはせなどしてゐたからであります。さて、自分の事(『翻譯の文学』のこと)をタナに上げて、おたづね申しますが、「世界文学」はどうなつてゐますか。大へん失礼ですが、おうかがひいたします。  
 ◎僕は、(この数ヶ月来習慣になりましたが)明後日(二十三日)二三日タイザイのヨテイで上京いたします。—いかがでせう、上京はだいたい毎月<sup>3</sup>中旬後になります、その僕の上京します時分に、どうです、あなたも御上京なさいまして、東京で、木村君<sup>註3</sup>と鼎談(三人談)をしなから、夕ごはんの御相伴をしたいと思ふのですが。  
 ◎吉田さんのおたよりに、桃源社(いい名と思ひますが)が、「先手を打たれた形」となつたために、三島書房<sup>註4</sup>と改名されたさうですが、すると、桃源叢書が三島叢書となるのですか。いづれにしても、『枯木のある風景』と、初期(大正九年十二月作)の『八木弥次郎の死』<sup>註5</sup>と(これだけでは人の死ぬ話が二つになりますから)『晴れたり君よ』(大正十三年三月作)を一冊にまとめたいと存じます。ところが、その題名を『枯木のある風景』としますと、かつて出しました単行本と同名になりますし、『八木弥次郎の死』は、その頃、菊池寛君<sup>註6</sup>にもほめられ、僕もちよつと自信があるのですが、これは日本語の題名として面白くなりませんし、『晴れたり君よ』も、(これは大正十四五年頃ですが)単行本の題にしましたので、題名にちよつと迷ひました。ところが、数年前に、『晴

京前にお送りいたしますが、——と書きましたが、少し手を入れたいと思いますので、これも上京中に手を入れて、東京からお送りいたします。もう一つのお手紙のお返事——

◎「新文藝」<sup>註9</sup>。あての手紙のソコツ<sup>註10</sup>は、おちついたあわて者であります僕のくせは記しましたのと、僕の机の上がいかにランザツであるかといふことにもなります。

「世界文学」になったことについての意見と同感であります。「翻譯の文学」<sup>註11</sup>お送り下さる由、ありがたく存じます。これでほつとしました。」といふ御文句のために、また弱気をけしまして、「上京前に枚数少しでも、何とかいたします」といふ気になりました。

◎「オール読物」何とかして手に入れ（上京中に）拝見いたします。文藝春秋社といふところは、芥川賞候補作品を直木賞のそれにまはしてしまふアクヘキがありますので、『無法松』<sup>註12</sup>がその一つ）あなたのお作を「オール読物」にまはした、とうかがひ、「又また」と思ひました。あきれました。殊に今は、永井龍男君<sup>註13</sup>がセンセイ政治をしてをりますので、今後一そうヒドクなるでせう。

◎『夫婦善哉後日』<sup>註14</sup>はやく御完成下さい。

◎辰巳君<sup>註15</sup>は、（一般に島田君<sup>註16</sup>の方がうまいやうに云はれますが、）ダイコ<sup>註17</sup>（沢田君<sup>註18</sup>そつくりのダイコ）のところがあります、ときどき光つた藝を見せると思ひます。（藝評だけになりました、つい。）

◎たべものにつられましても、（いえ、そんな事はコロリとしました、）京都と大阪にまゐりたいのと、あなたや京都大阪の方々にあふために、何とか切符を手に入れて、来年はなるべく早いうちに、おうかがひしたい、と思ひます。（思ふだけでなく、おうかがひいたします。）

◎稲葉健吉<sup>註19</sup>といふ詩人は聞いたこともありません。文学パンフレットなど、お説のとほり、「以ての外」と存じます。

◎北條君<sup>註20</sup>の小説（新作）は大へんうれしく思ひました。

◎伊吹さんのホンヤクのジイドの未発表の小説<sup>註21</sup>たのしみです。土井先生<sup>註22</sup>の譯された『ゲエテ論』は何といふ人の著で何といふ人が譯したの

ですか。

◎「世界文学」二号の小説は、三号か四号におのぼし下さいませんか。イヤクになることを恐れますから。その〆切の一月十日すぎか、おそくても二十日ぐらゐに何とかして御地へ行きたいと思ひます。でなく、やはり、どうかして、会合したいと思つてをります。

十二月十二日

織田作之助様

宇野浩二

今年の末から 来春にかけて、荷風先生<sup>註23</sup>の作が少と有りますが、そのために、あまり面白くないものもかなりあるやうですが、何としてもメデタキことです。中で「展望」の創刊号<sup>註24</sup>のが、一ばん長く、（百枚、）一ばんよいのではないでせうか。「展望」は、イヤな言葉ですが、ダアクホオスのカンがあります。

【註】（1）『宇野浩二の手紙』：織田作之助が『文化グラフィック』第3号（展望社 1946.8）に「宇野浩二先生の手紙」として掲載 （2）河原田中両大人：河原義夫（全国書房『新文学』編集者）と田中秀吉（全国書房の房主） 2人を指す。大人は、目上の人に対する敬称として使用していると推測される （3）桃源社：東京の出版社。上林暁『閉関記』を昭和21年に刊行 （4）武者小路：武者小路実篤（むしやのこうじ・さねあつ） （5）『桃源』：武者小路実篤による戯曲作『桃源にて』 （6）晴れたり君よ：初出『新潮』40巻4号（新潮社 1924.4） （7）一と踊：初出『中央公論』36巻5号（中央公論社 1921.5） （8）枯木のある風景：初出『改造』15巻1号（改造社 1933.1） （9）「新文藝」：虹書房刊行の文芸雑誌 （10）ソコツ：12月10日付織田の書簡に事情が

# 織田作之助関係書簡を読む (二)

中央図書館

小笠原 弘之  
灘井 雅人  
苗村 昌世  
三島 美幸  
八木 美恵

はじめに

前回に引き続き、中之島図書館所蔵「織田文庫」の平成29年度追加資料より、今回は作家・宇野浩二差出の書簡二通のほか、大阪・楞厳寺で行われた、織田作之助葬儀における藤沢桓夫、柴田方彦両氏による弔辞の翻刻を掲載する。

凡例

- ・ 発信年月日／発信地住所／差出人／宛名人（その他情報）
- ・ 促音、濁点等が不明確なものは読みやすいように適宜修正した。
- ・ 吹出し等による挿入は文内の正しい位置に記載し、 で囲んだ。
- ・ 本人の書き間違い、誤植と思われる表記は、そのまま翻刻し、「ママ」を付した。削除が明らかなものは記載しなかった。
- ・ 振り仮名については言葉のあとに「」で記載した。

一 宇野浩二差出織田作之助宛書簡 【請求記号:織田文庫・書簡Ⅱ・66】

昭和二十年十二月十二日／松本市今町四三三より／宇野浩二／大阪府南河内郡野田村丈六／織田作之助宛（封書 便箋 四枚 速達 四十銭）

ソクタツのお手紙二つ一しよにとどきました。

「原稿用紙これで切れました」の方のお手紙のお返事―

○一 『宇野浩二の手紙』<sup>註1</sup>のレンサイは結構ですが、題はやはり『宇野浩二論』(といふのはカタクルしいですが、まづさ<sup>マ</sup>か<sup>カ</sup>ういふ題に近いもの)としていただきたいと存じます。それから、河原田中両大人<sup>註2</sup>のところは、「伏字」ふせじ」は不快「フクワイ」ですから、削除して下さいませんか。(削除の仕方はおまかせいたします。)

二 「世界文学」の原稿まだです。―理由、十一月一ぱい切の小説は二つとも出来ず、十二月十日切の小説二つのうち一つ(筑摩書房「展望」の二号)は、どうしてもマヌガレられないのが最大の理由であります。それは社長(房主)が、また電報で、「九日に原稿とりに行く」と電報でおどかし、それを念押し、十五日までに仕上げてほしい、餘備のもの一つもないから、とヤハラカク<sup>マ</sup>最<sup>マ</sup>促<sup>マ</sup>されましたので、顔を見せられると、弱気になります。此頃の僕は、この約束が二ヶ月以上も前ですから、十日ギリギリと云はれましたので、十四日一ぱいに仕上げて、十五日午前六時の汽車(切符とどき次第)で上京しなければならぬ、といふことにされてしまいました。その上京中にたとひ十枚でも十五枚でも書いて「世界文学」社にお送りいたします。

上京は十五日―十九日くらゐのヨテイです。

三 桃源社<sup>註3</sup>(武者小路<sup>註4</sup>の劇作に『桃源』<sup>註5</sup>といふ題)のものがあります。この作について批評したことがあります)の叢書には、

晴れたり君よ<sup>註6</sup>。

一 と 踊<sup>註7</sup>

枯木のある風景<sup>註8</sup>。

の三篇を入れたのですが、三つ合はせますと、百十八枚になります。僕のは会話が少なくて、普通の人より活字にすると少なくなりま

すから、これでガマンしてもらつて下さいませんか。右のキリヌキは上

## 編集後記

大阪府立図書館紀要第47号をお届けします。

この紀要は、大阪府立図書館の職員が業務上の関連で研究・調査した事柄、所蔵資料の研究や紹介、図書館学全般等について職員の自己研鑽と資質向上を目的として公表するものと位置付けております。

「大阪府立図書館紀要」は、昭和39年12月に第1号を発行、平成10年まで毎年刊行しておりました。その後、数年ほど刊行が途絶えましたが、平成18年3月に35号を再刊、同時に図書館ホームページでも全文を公開することとしました。以来今号に至るまで、冊子とホームページ上での公開を続けてまいりましたが、諸般の事情により、次回発行予定の48号からは、冊子での刊行は停止し、ホームページ上にてのみ公開することとなりました。御理解のほどお願い申し上げます。

今後とも府立図書館の充実、及び職員の資質向上のため、日々研鑽に励んでまいりますので、忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、当紀要に登載された著作物に係る著作権は執筆者に属し、その著作の使用に関しては、大阪府立図書館は著作権者の了解を得ています。

## 編集委員（◎は編集長）

中之島図書館 ◎美濃部尚之 宇田田陽子 北 昌代 北川敬子 西原次郎  
中央図書館 仙田ひろ子 山岡直子 南谷 均

大阪府立図書館紀要 第47号

2019年3月31日

編集・発行

大阪府立中之島図書館

〒530-0005 大阪市北区中之島1-2-10

大阪府立中央図書館

〒577-0011 東大阪市荒本北1-2-1

<http://www.library.pref.osaka.jp/> <無断転載を禁ずる>